

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年1月5日(2012.1.5)

【公表番号】特表2011-506511(P2011-506511A)

【公表日】平成23年3月3日(2011.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2011-009

【出願番号】特願2010-538453(P2010-538453)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/64	(2006.01)
A 6 1 K	8/99	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 P	39/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	21/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/64
A 6 1 K	8/99
A 6 1 Q	19/00
A 6 1 K	37/02
A 6 1 P	39/00
A 6 1 P	17/00
A 6 1 P	21/00
A 6 1 P	25/02

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月9日(2011.11.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

人形のような顔(doll's face)または凍ったような顔(frozen face)として知られる副作用の軽減または防止がもたらされる、ヒトまたは動物の顔の美容的処置剤であって、ボツリヌス菌毒素複合体の神経毒成分からなる、美容的処置剤。

【請求項2】

ヒトまたは動物が、ボツリヌス菌毒素複合体で治療されており、ボツリヌス菌毒素複合体による前記治療の結果として人形のような顔または凍ったような顔になっている、請求項1に記載の美容的処置剤。

【請求項3】

前記顔の美容的処置が、皮膚の顔のラインまたは顔のしわを滑らかにすることである、請求項1または2に記載の美容的処置剤。

【請求項4】

ヒトまたは動物が、皮膚の顔のラインまたは顔のしわを滑らかにするためにボツリヌス菌毒素複合体で治療されている、請求項1から3のいずれか一項に記載の美容的処置剤。

【請求項5】

顔のラインまたは顔のしわが、眉間じわのライン、顔をしかめたときのライン、心配じわ、マリオネットライン、額の水平ライン、カラスの足跡、鼻口周囲のしわ、あごの縦溝、橙皮状皮膚のあご、および/または広頸筋帯からなる群から選択される、請求項4に記載の美容的処置剤。

【請求項6】

神経毒成分が筋肉内または皮下に注射されるものである、請求項1から5のいずれか一項に記載の美容的処置剤。

【請求項7】

神経毒成分が、滑らかにする皮膚の顔のラインまたは顔のしわに直接注射されるものである、請求項6に記載の美容的処置剤。

【請求項8】

神経毒成分が、滑らかにする皮膚のラインまたはしわの形成に関する1つまたは2つの顔面筋または筋肉に直接またはその近くに注射されるものである、請求項6に記載の美容的処置剤。

【請求項9】

筋肉が、皺眉筋、眼輪筋、鼻根筋、後頭前頭筋の前頭筋、眼輪筋の眼窓部、鼻筋、上唇:口輪筋、下唇:口角下制筋、おとがい筋および広頸筋からなる群から選択される、請求項8に記載の美容的処置剤。

【請求項10】

神経毒成分がA型、B型、C型、D型、E型、F型、G型、または前記型の2つ以上の混合物からなる群から選択される、請求項1から9のいずれか一項に記載の美容的処置剤。

【請求項11】

神経毒複合体が200kDa未満の分子量を有する、請求項1から10のいずれか一項に記載の美容的処置剤。

【請求項12】

神経毒成分が生理食塩水に溶解したものである、請求項1から11のいずれか一項に記載の美容的処置剤。

【請求項13】

神経毒成分の量が、2pg～50ngである、請求項1から12のいずれか一項に記載の美容的処置剤。

【請求項14】

神経毒成分が神経毒成分1ng当たりLD₅₀単位50～250の生物活性を有する、請求項13に記載の美容的処置剤。

【請求項15】

請求項1から14のいずれか一項に記載の美容的処置剤を含む、ヒトまたは動物の顔の美容的処置用組成物。

【請求項16】

ボツリヌス菌毒素複合体による、筋肉または外分泌腺の活動亢進状態のコリン作動性神経支配によって引き起こされるまたはそれに伴う疾患または障害の治療に伴う副作用を起こしやすいヒトまたは動物の前記疾患または障害用治療剤であって、ボツリヌス菌毒素複合体の神経毒成分からなる、治療剤。

【請求項17】

副作用が、注射部位における疼痛、ひりひりする痛みまたは挫傷、熱(発熱)、インフルエンザ様症状、嚥下の際の困難または疼痛(嚥下障害)、発疹またはそう痒、柔らかい眼瞼組織の挫傷、上眼瞼の下垂、眼の光に対する感受性、眼への刺激、ドライアイ、流涙、顔面腫脹、眼瞼を閉じることの困難、眼の前部(角膜)の炎症、めまい、固縮の増進、筋肉の硬直またはひりひりする痛み、しびれ感、脱力感、傾眠、恶心、気分がすぐれない/倦怠感があるという一般的な感情、ウイルス感染または耳感染、尿失禁、眠気、刺痛、上肢痛、筋肉の固縮の増進、治療されていない領域からの発汗の増加、顔面紅潮のうち1つまたは複数である、請求項16に記載の治療剤。

【請求項 18】

ヒトまたは動物が、ボツリヌス毒素複合体で治療されており、ボツリヌス毒素複合体による前記治療の結果として請求項17で定義される副作用のうち1つまたは複数を起こしていた、請求項16または17に記載の治療剤。

【請求項 19】

神経毒成分が筋肉内または皮下に注射されるものである、請求項16から18のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項 20】

神経毒成分が、1もしくは2ヵ所の筋肉または1もしくは2ヵ所の外分泌腺に直接またはその近くに注射されるものである、請求項19に記載の治療剤。

【請求項 21】

筋肉が、同側の板状筋、対側の胸鎖乳突筋、同側の胸鎖乳突筋、頭板状筋、斜角筋複合体、肩甲挙筋、椎骨後方部、同側の僧帽筋、肩甲挙筋、両側の頭板状筋、上部僧帽筋、椎骨後方深部、両側の胸鎖乳突筋、斜角筋複合体、おとがい下複合体、腕橈骨筋、上腕二頭筋、方形回内筋、円回内筋、橈側手根屈筋、尺側手根屈筋、手の長母指屈筋、手の母指内転筋、手の短母指屈筋/対抗筋、浅指屈筋、深指屈筋である、請求項20に記載の治療剤。

【請求項 22】

外分泌腺が、汗腺、涙腺、唾液腺および粘膜腺；またはフレー症候群、ワニの涙症候群、腋の多汗症、手掌の多汗症、足底の多汗症、頭頸部の多汗症、体の多汗症、鼻漏、もしくは脳卒中患者の相対的な流涎、パーキンソン病もしくは筋萎縮性側索硬化症からなる群から選択される疾患もしくは状態に関連する腺である、請求項20に記載の治療剤。

【請求項 23】

神経毒成分がA型、B型、C型、D型、E型、F型、G型、または前記型の2つ以上の混合物からなる群から選択される、請求項16から22のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項 24】

神経毒複合体が200kDa未満の分子量を有する、請求項16から23のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項 25】

神経毒成分が生理食塩水に溶解したものである、請求項16から24のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項 26】

神経毒成分の量が2pg～50ngである、請求項16から25のいずれか一項に記載の治療剤。

【請求項 27】

神経毒成分が、神経毒成分1ng当たりLD₅₀単位50～250の生物活性を有する、請求項26に記載の治療剤。

【請求項 28】

請求項16から27のいずれか一項に記載の治療剤を含む、ヒトまたは動物における、筋肉または外分泌腺の活動亢進状態のコリン作動性神経支配によって引き起こされるまたはそれに伴う疾患または障害の治療用組成物。